

令和4年第12回廿日市市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和4年12月9日（金）

午後3時00分開会

午後4時10分閉会

2. 場 所 廿日市市役所7階会議室

3. 出席委員（農業委員12名）

1 番 中田 安義

2 番 木浦 紀幸

3 番 神鳥 正貴

5 番 岡 真由美

6 番 古川 憲吾

8 番 梶原 安行

9 番 是佐 恵美子

10 番 山田 政則

11 番 河井 孝之

12 番 岩木 國明

13 番 沖村 弓枝

14 番 河野 義刀

（推進委員 12名）

推進委員 登 宏太郎

推進委員 岩本 博志

推進委員 岡村 昭男

推進委員 吉田 雅子

推進委員 清水 透

推進委員 掘田 良昭

推進委員 小西 礼子

推進委員 三田 邦男

推進委員 倉本 良夫

推進委員 黒田 球貴

推進委員 松井 祥壮

推進委員 安井 多佳子

4. 欠席委員（1名）

4 番 中山 誠治

5. 議事録署名委員

12 番 岩木 國明

1 番 中田 安義

6. 会議に出席した委員以外の者

7. 服務のため出席した者

農業委員会事務局長 齋藤 千文

次 長 比良 大助

主 事 原田 ゆみ

（佐伯支所）専門員 中原 貴志

（吉和支所）主任主事 平井 翔太

（大野支所）主任主事 奥田 規之

（宮島支所）主任主事 平岡 滋

8. 会議に諮った議題

《審議事項》

(1) 議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画
について（利用権賃借）

(2) 議案第 55 号 農地法第3条の規定による許可申請について

(3) 議案第 56 号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について

(4) 議案第 57 号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

(5) 議案第 58 号 非農地証明交付申請について

(6) 議案第 59 号 相続税納税猶予に関する適格者の証明申請について

(7) 議案第 60 号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について

(8) 議案第 61 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について
(空き家に付随する農地)

《報告事項》

(1) 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について

(2) 報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について

9. その他

(開会 午後 3 時 0 0 分)

事務局	初めに河野会長の挨拶の後、会長が議長として議事を進行されます。よろしくお願いします。
河野会長	会長挨拶。 廿日市市農業委員会会議規則第 5 条の規定により、議長を務めさせていただきます。
議長	ただいまから、令和 4 年第 1 2 回廿日市市農業委員会総会を開催いたします。 まず、本総会の成立を申し上げますと、1 名の欠席でございますが、在任委員の過半数の委員が出席されておりますので、農業委員会等に関する法律第 2 7 条第 3 項の規定によりまして、本総会は成立をしております。 続いて、議事録署名委員の指名を行います。 廿日市市農業委員会会議規則第 2 0 条第 2 項の規定に基づき、1 2 番の岩木委員さん、1 番の中田委員さんのご両名をお願いを申し上げます。 それでは、ただいまから議事に入ります。 まず、初めに審議事項に入ります。 議案第 5 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、議案といたします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 5 4 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の利用権貸借について、説明させていただきます。 座って説明させていただきます。 議案書は 3 ページですが、差し替えの議案をご覧ください。位置図は 1 ページになります。 番号 4 5 番、農地の所在地は、玖島字壱町田景浦、登記地目は田です。関係者は議案記載のとおりです。面積は 1 筆の 2, 0 3 3 平方メートルで、利用目的は〇〇による〇〇並びに〇〇として引き続き利用するもので、現在はトマト・アスパラガスを栽培しております。 期間は、公告日から令和 9 年 1 2 月 3 1 日までの賃貸借の再設定を行うものです。 地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。

	以上で、議案第５４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 堀田委員さん、お願いします。
堀田推進委員	推進委員の堀田です。番号４５について説明します。地図は１ページとなります。１１月１７日、岩木委員、事務局２名と現地調査を行いました。場所については、旧玖島小学校と玖島川の支流の大歳川を挟んで南東側に位置する場所となります。 利用権の設定を受ける〇〇は、〇〇として〇〇を設置し、活動しています。利用権の再設定ということで、問題はないと思われます。審議のほどよろしく申し上げます。
議長	ただいま、地元地区担当委員の説明がございました。これについてご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りします。 議案第５４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認をすることに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５４号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について、承認することに決定をいたします。 続きまして、議案第５５号 農地法第３条の規定による許可申請について議案としますが、番号２５８番について、議席番号１番の中田委員さんが関係する案件のため、先に番号２６０番、２６１番、２６２番を審議いたします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５５号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２６０番、２６１番、２６２番について説明させていただきます。 議案書は５ページ、６ページ、位置図は３ページになります。 番号２６０番、２６１番は譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号２６０番、２６１番、農地の所在地は、上平良字河野原、登記地目は田です。面積は３筆の５５５平方メートルの申請で

	す。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は譲受人に贈与のため、譲受人は所有する農地と隣接し耕作に便利であるためで、無償の所有権移転です。 次に番号２６２番、農地の所在地は、上平良字河野原、登記地目は田です。面積は１筆の５２０平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は譲受人に贈与のため、譲受人は所有する農地と隣接し耕作に便利であるためで、無償の所有権移転です。 いずれも、譲受人は保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第５５号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２６０番、２６１番、２６２番についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員の意見をお伺いします。 是佐委員さん、３件お願いします。
９番委員	１１月２４日木曜日に、登推進委員と職員さん２人と私とで現地調査をいたしました。２６０番、２６１番についてですが、地図は３ページです。山陽道の路上に、山陽道より上にあった、側道のほとりから上がったところにあるのですけども、〇〇さんから〇〇さんに土地が贈与されているようです。それと、〇〇さんも〇〇さんに贈与されました。どちらも所有する農地と隣接しているので、耕作するのに便利だと思います。２６２番も同じようなことで、〇〇さんから〇〇さんに贈与されています。〇〇さんが所有される土地の隣にあるので、耕作するのにとても便利ということで贈与されたように聞いております。以上です。
議長	ただいま、３件について説明をいただきました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いいたします。 よろしいでしょうか。ご意見ありませんか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第５５号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２６０番、２６１番、２６２番について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》

議長	異議なしと認め、議案第５５号 農地法第３条の規定による許可申請について、先ほど申しましたように２６０、２６１、２６２について許可することに決定をいたします。 続きまして、同じく議案第５５号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２５８番について議案としますので、議席番号の先に申しあげました中田委員さんのご退席をお願いいたします。 ＝中田委員 退席＝
議長	それでは、事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第５５号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２５８番について説明させていただきます。 議案書は５ページ、位置図は２ページになります。 番号２５８番、農地の所在地は、吉和字王元、登記地目は畑です。面積は１筆の２３１平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。権利の移転理由は、譲渡人は遠方で耕作困難のため、譲受人は所有する農地と隣接し耕作に便利であるためで、有償の所有権移転です。 譲受人は、保有する機械等から判断して、農地取得後も全ての農地を耕作するものと認められ、下限面積１０アールを超えており、申請地周辺の農地の利用に支障が生じることとは考えられないため、農地法第３条第２項各号には該当せず、許可要件を満たしていると考えます。 以上で、議案第５５号 農地法第３条の規定による許可申請についてのうち、番号２５８番についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくをお願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりましたので、地元地区担当委員さんの意見をお伺いします。 倉本委員さん、お願いします。
倉本推進委員	推進委員の倉本です。１１月１８日に現地を見まして、場所は吉和支所から２、３００メートル、〇〇の方へ行ったところにあります。ここに書いてあるとおり、遠方で耕作困難で、〇〇さんも近所に土地があり家庭菜園として使うということでもあります。道路のそばであって荒れているよりは良いと思いますので、よろしく申し上げます。
議長	ただいま説明がございました。これについて、ご意見、ご質問等があればお願いをいたします。 ございませんか。

	《委員より質疑等なし》
議長	意見がないようですので、お諮りをします。 議案第５５号 農地法第３条の規定による許可申請について のうち、番号２５８番について、許可することに異議ございませ んか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５５号 農地法第３条の規定による許 可申請についてのうち、番号２５８番について許可することに決 定をします。 中田さん、お願いします。
	＝中田委員 復席＝
議長	続きまして、議案第５６号 農地法第４条第１項の規定による 許可申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５６号 農地法第４条１項の規定による許可申請につ いて、説明させていただきます。 議案書は７ページ、位置図は４ページになります。 番号２５９番、農地の所在地は、吉和字石原寺垣内、登記地目 は田です。面積は１筆の９２平方メートルの申請です。関係者は 議案記載のとおりです。転用理由は、駐車場及び倉庫として利用 するための申請ですが、農地転用の手続を行わず、既に駐車場及 び倉庫として利用しているため、顛末書が提出されております。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行 い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、 本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考え ます。 以上で、議案第５６号 農地法第４条第１項の規定による許可 申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。これにつきまして、地元地区担 当委員の意見をお伺いします。 中田委員さん、お願いします。
１番委員	１番の中田です。番号２５９番について、説明をいたします。 地図は４ページです。１０月３１日に事務局と現地の確認に行き ました。現地は既に倉庫が建っております。地図をご覧いただい たらと思うのですが、上にある住宅が申請人の所有する住宅にな ります。ということで、住宅に隣接しており、周りにも申請者以

	外の農地がないということで、特に問題はないと思われます。よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長	ただいま、地元地区担当委員の意見がございました。これについて、皆さんからのご意見等お願いをいたします。 よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	それでは、お諮りをします。 議案第５６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５６号 農地法第４条第１項の規定による許可申請について、許可することに決定をします。 続きまして、議案第５７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、議案とします。 それでは、事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第５７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請について、説明させていただきます。 議案書は８ページ～１１ページ、位置図は３ページ、５ページ～７ページになります。 番号２１７番、農地の所在地は、津田字上小原の第２種農地で、登記地目は田です。面積は２筆の１，５８３平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請ですが、申請地の農地の一部に宅地が含まれているため、始末書が提出されております。 なお、一部に宅地が含まれているこちらの農地につきましては、既に地籍調査が完了しておりまして、双方で整理するという誓約書を提出していただいております。 次に、番号２６４番から２７１番については、譲受人が一緒のため、まとめて説明させていただきます。 番号２６４番から２７１番、農地の所在地は、上平良字河野原の第２種農地で、登記地目は田及び畑です。面積は２０筆の５，３０４平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、露天駐車場として利用するための申請です。 次に番号２７２番、農地の所在地は、津田字樽川の第２種農地で、登記地目は田です。面積は１筆の１，１３０平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、太陽光発電事業を行うための申請です。 次に番号２７３番、農地の所在地は、上平良字大原の第２種農地で、登記地目は田です。面積は１筆の４９８平方メートルの申

	請です。関係者は議案記載のとおりです。転用理由は、住宅及び駐車場として利用するための申請です。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査したところ、事業規模から見て適切な面積であり、本件の許可により周辺農地への被害や悪影響はないものと考えます。 以上で、議案第５７号 農地法第５条第１項の規定による許可申請についての説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま議案５７号について説明がございました。これについて、地元地区担当委員の意見をお伺いいたします。 ２１７番、木浦委員さん。２６４から２７１までを是佐さん。２７２番、木浦さん。２７３が是佐さん、よろしくお願いいたします。
２番委員	２番、木浦です。番号２１７番について、現地調査の結果を報告します。これは１２月１日に事務局１名と現場確認へ行きました。地図は５ページで、右下が佐伯支所になって、それからこの赤枠のすぐ下の左側に、津田小学校があるという位置で、この赤枠のすぐ下側が申請人の自宅ということです。申請人は〇〇で〇〇しておられると聞いております。先ほどもありましたが、国土調査でこの地域全部が実測してあるという地域です。申請地には宅地があるということで始末書が出ているということです。現状ももう休耕されている状態で、すぐ裏が小原川があり、その向こう側も山林の地域になってるということなので、太陽光にされても、近隣にそれほど迷惑がかかるということもないということがあるものです。審議のほどよろしくお願いいたします。続いて番号２７２番で、地図は６ページです。これも１２月１日に事務局１名と現場確認をしに行きました。この赤い網かけの隣が既に太陽光パネルになっており、この網かけのすぐ右上が譲渡人の自宅ということになります。それで現場は、赤い印のすぐ左がこれは県道になるのですが、下方面に行くのが浅原方面に向かい、地図の上側に佐伯支所があるということです。それで、渡し人の〇〇さんは高齢とまではいかないのですが、この申請地も休耕という状態で、自宅のすぐ前に当たるのですがなかなか管理ができないということです。太陽光パネルということで申請されましたので、よろしく審議のほどお願いいたします。
議長	２６４から、あと２７３まで、是佐さん、お願いします。
９番委員	９番、是佐です。２６４番かに２７１番までは、〇〇という会社が露天駐車場として使うということで、周りに民家もありませんので、問題はないのではないかと思いますのでよろしくお願いいたします。

議長	273も言ってください。
9番委員	273番は、〇〇間さんの田んぼに、梅が植えてあるのですが、農地としてあったのですが、息子さんに譲られてそこに住宅と駐車場として使うということです。これも親子の関係だから別に問題ないのではないかと思います。よろしくお願いいたします。
議長	ただいま、地元担当委員の意見がございました。11件ばかりありますが、皆さんからのご意見、ご質問があればお願いをいたします。
議長	皆さんからのご意見、ご質問等ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに異議ございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第57号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、許可することに決定をいたします。 続きまして、議案第58号 非農地証明交付申請について議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第58号 非農地証明交付申請について説明させていただきます。 議案書は12ページ、位置図は4ページになります。 議案と一緒に送付しました、現地確認写真が添付されている「議案第58号資料①」も併せてご覧ください。 番号247番、農地の所在地は、吉和字石原寺垣内、石原鳥谷野、登記地目は畑です。面積は3筆で352平方メートルの申請です。関係者は議案記載のとおりです。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、現地は森林の様相を呈しているなど、農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地であると認められましたので、農地法に関する各種証明事務取扱ガイドラインの農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断基準を準用し、非農地である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第58号 非農地証明交付申請について説明を終

	わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	ただいま事務局から説明がございました。これにつきまして、地元地区担当委員の説明をお願いいたします。
1 番委員	1 番の中田です。1 0 月 3 1 日に事務局と現地調査に行きました。地図は 4 ページです。 現地は申請者の親が亡くなられて 2 0 年ぐらいたつのではないかと思いますのですが、その間ずっと放置されており、隣接する山林と一体化して農地に戻すことは困難と思われます。周囲の農地にも影響はないと思われますので、よろしくご審議のほどお願いします。
議長	地元地区担当委員の説明がございました。これについて、ご意見等があればお願いいたします。 よろしいでしょうか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをいたします。 議案第 5 8 号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 5 8 号 非農地証明交付申請について、非農地である旨を証明することに決定をいたします。 議案第 5 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第 5 9 号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、説明させていただきます。 これについては、租税特別措置法第 7 0 条の 6 第 1 項の規定による相続税の納税猶予制度を受けられるための適格者の証明申請です。 証明の可否に係わるポイントとして、被相続人が生前に農業を営んでいたか、相続人自身が継続して相続により取得した農地で農業経営を行い、その後も引き続き適正な農地管理を行うことが認められるかなどがあります。 議案書は 1 3 ページ、位置図は 8 ページになります。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号 2 5 6 番、農地の所在地は、阿品二丁目、登記地目は田及び畑です。面積は 3 筆の 9 2 9 平方メートルの申請です。関係者

	は議案記載のとおりです。 書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行ったところい、農地は適正に耕作されていました。したがって、適格である旨の証明は可能と考えます。 以上で、議案第５９号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について説明を終わります。 ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議長	事務局から説明が終わりました。地元地区担当委員の意見をお伺いします。岩本委員さん、お願いします。
岩本推進委員	推進委員の岩本です。２５６番についてご説明いたします。 １１月１６日、中山委員、事務局と現地調査をいたしました。地図は８ページです。周りをぐるっと道路に囲まれた農地でございます。そして右下にずっと道路がありますが、四、五百メートル行くとＪＲ阿品駅というところでございます。 〇〇さんは、これまでずっと稲作をされております。耕作は今までも相続人の〇〇さんがされておりました。ですから、これからは稲作をされるということでございますので、問題はないと思います。審議のほどよろしくお願いいたします。 以上です。
議長	それでは、これについてご意見、ご質問等があればお願いいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りをします。 議案第５９号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに異議ございませんか。 《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第５９号 相続税の納税猶予に関する適格者の証明申請について、適格者である旨を証明することに決定をいたします。 続きまして、議案第６０号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積について、議案とします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	議案第６０号 農地法第３条第２項第５号に規定する別段の面積について、説明させていただきます。 議案と一緒に送付しました「議案第６０号資料①」をご覧ください。

	別段の面積につきましては、先月の総会で各支部での意見の取りまとめをお願いしております。 本日、各支部長さんから、別段の面積について意見をお伺いしたいと思います。 以上で、議案第60号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について説明を終わります。
議長	ただいま、事務局から説明いたしましたとおりでございます。 それでは、まず廿日市地域の是佐委員さん、この件について説明をお願いします。
9 番委員	是佐です。廿日市については、今までどおり10アールで良いのではないかと思いますけども。
議長	続いて、佐伯地域の河井委員さん、お願いします。
11 番委員	佐伯の河井です。佐伯においては、この1年別に問題はありませんでしたので、現行の維持でいきたいと思います。 以上です。
事務局	分かりました。続いて、吉和地域の中田委員さん、お願いします。
1 番委員	吉和の中田です。吉和も特に問題がないので、現状のままでよいと思います。
議長	分かりました。続いて、大野・宮島地域の山田委員さん、お願いします。
10 番委員	大野の山田です。大野のほうも現状どおりの10アールでよろしいのではないかと思います。 以上です。
議長	各地域の支部長さんから今ご発表がございましたとおりで、現状維持10アールでよろしいのではないかということでございますね。これにつきまして、皆さんからのご意見、ご質問等があればお願いします。よろしいですか。 《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りします。 議案第60号 農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積について、廿日市市全域を10アールのまま変更は行わないこととし、ただし、条件付で定住促進等の促進の観点から、市の施策である空き家バンクに登録のある空き家に付随する農地については1アールとすることに、異議はございませんか。

	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 6 0 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積について、廿日市市全域は 1 0 アール、空き家バンクに登録のある空き家に付随する農地については 1 アールとすることに決定をいたします。ありがとうございました。 それでは、議案第 6 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について、議案とします。 事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第 6 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について、説明させていただきます。 議案と一緒に送付しました「議案第 6 1 号資料①」をご覧ください。 空き家バンクに付随する農地については、令和元年 1 2 月総会において定住促進等を図る観点から、取得下限面積について 1 アールで承認をいただいております、先ほど議案第 6 0 号でも 1 アールで承認をいただいたところです。 新規に空き家バンクに登録された空き家に付随する農地の取得下限面積について、承認を求めるものです。 空き家バンクに付随する農地の別段の面積について登録する際には、総会の承認を得ることということです、上程しております。 ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いをいたします。 ご意見等ございませんか。
	《委員より質疑等なし》
議長	ご意見がないようですので、お諮りします。 議案第 6 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について、異議はございませんか。
	《委員より異議等なし》
議長	異議なしと認め、議案第 6 1 号 農地法第 3 条第 2 項第 5 号に規定する別段の面積、空き家バンクに付随する農地について説明を終わります。 続いて、報告事項に入ります。

事務局	報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告をいたします。 事務局から説明をお願いします。 報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、説明させていただきます。 議案書は 16 ページ、17 ページ、位置図は 9 ページ、10 ページになります。 今月の報告は、令和 4 年 10 月 11 日から令和 4 年 11 月 10 日までの間に受理した 3 件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号 245 番については、農地転用の手続を行わず整地されているため、始末書が提出されております。 番号 251 番、252 番については、農地転用の手続を行わず、既に建築中のため、始末書が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について説明を終わります。
議長	ただいま事務局が説明いたしました。これについて質疑等があれば、お願いいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第 1 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告を終わります。 続いて、報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、報告をいたします。 事務局から説明をお願いいたします。
事務局	報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について、説明させていただきます。 議案書は 18 ページ、19 ページ、位置図は 11 ページ～13 ページになります。 今月の報告は、令和 4 年 10 月 11 日から令和 4 年 11 月 10 日までの間に受理した 4 件です。 議案の朗読は省略させていただきます。 番号 239 番については、農地転用の手続を行わず、敷地として利用されているため、始末書が提出されています。 番号 255 番については、農地転用の手続を行わず、露天駐車場として利用されているため、顛末書が提出されております。 いずれも書類審査後、地元地区担当委員と事務局職員で現地調

	査を行い、内容を精査しましたところ、適法であると認めましたので、農地法に係る事務処理要領により、事務局長が専決処理を行い、受理通知書を交付したところです。 以上で、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について説明を終わります。
議長	事務局の説明が終わりました。これについて質疑等があればお願いいたします。 《委員より質疑等なし》
議長	質疑がないようですので、報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、報告を終わります。 以上で、報告を終わります。
議長	それでは、今日はこれで終わりますが。議案等、その他について慎重審議をいただきましてありがとうございました。 次回、1月6日金曜日の第1回農業委員会総会は、廿日市市役所7階 午前10時から会議室で開催する予定にしております。よろしくお願いいたします。 本日はありがとうございました。

（閉会 午後4時10分）

以上のとおり会議の顛末を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年1月6日

議事録署名者

廿日市市農業委員会会長（議長） _____

廿日市市農業委員会委員（12番委員） _____

廿日市市農業委員会委員（1番委員） _____